

2012年条約勧告適用専門家委員会
ILO 第144号条約ダイレクト・リクエスト (抄)
(厚生労働省国際課仮訳)

三者の間の協議条約、1976年(第144号)
日本(批准: 2002)

条約によって要求される三者構成のコンサルテーション。

委員会は、第144号条約によって要求されるように、国際労働基準に関して三者構成の協議を促進する又は改善するための取組についての報告を継続し、未批准のILO条約の批准の見通し及びそのフォロー・アップ(第5条(1)(c))について再検討するために開催された協議の結果を含めて、条約第5条(1)に列挙された事項についての情報の提供を継続することを政府及び社会的パートナーに求める。

社会的パートナーの代表。

委員会は、政府に対して、全労連によって提起されている問題に関して情報を提供することを政府に求める。